諮問番号:令和3年度諮問第3号

答申番号:令和3年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当 である。

第2 審査請求に至る経過

- 2 処分庁は、令和2年8月3日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)に対し意見を求めたところ、審査部会は、同日、審査請求人に係るストマには将来的に閉鎖の可能性があるとして、法別表に掲げるものには非該当である旨の答申をした。
- 3 処分庁は、令和2年8月21日、上記2の審査部会の答申を踏まえ、同日付け神 号身体障害者手帳交付申請却下決定通知書(以下「本件通知書」という。)により、本件申請を却下する決定をし、同年9月3日、長田区保健福祉部健康福祉課長を通じて本件通知書を審査請求人に送付した(以下「本件処分」という。)。
- 4 審査請求人は、令和2年10月8日、本件処分を取り消し、4級の認定に

変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件は不当である(術後は色んな事が人によっては出てくるので順調にはいかない。)。手術をする前はガンの転移がみられなかったが今は閉じる予定が未定でどこかに転移が見られ、抗ガン剤を半年間打っています(細ぼうの検査をしたため。どこかにあるらしい為。)。手術前と術後では体に変調があり色んな所から穴があいて色んな物が出て来て通常の生活が出来にくく家族の協力も得られないため大変である。

2 審查庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 直腸機能障害の障害程度等級とその認定基準
 - ア 障害程度等級

ぼうこう又は直腸機能障害の障害程度等級は、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、次のように定義されている。

1級:ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活 活動が極度に制限されるもの

3級:ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

4級:ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動 が著しく制限されるもの

イ 直腸機能障害の認定基準

(ア) 「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「本件認定基準」という。)及び「身体障害者認定基準の取扱い(障害者認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害者健康福祉部企画課長通知、以下「本件認定要領」という。)は、ぼうこう又は直腸機能障害の等級表4級の認定基準を次のとおり定めている。

【本件認定基準】

等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
- b 治癒困難な腸瘻があるもの
- c 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

【本件認定要領】

「直腸機能障害」については、腸管のストマがあるか、あるいは 治癒困難な腸瘻があるか、あるいは高度の排便機能障害があるか について判定する。

(イ) 「腸管のストマ」の意味

「身体障害認定基準の取扱いに関する疑義について」の一部改正について(平成26年1月21日障企発0121第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)により改正された疑義解釈(以下「本件疑義解釈」という。)は、本件認定基準におけるぼうこうの機能障害の等級表に該当する事由としての「尿路変向(更)のストマ」の解釈について、次の質疑回答が行われている。

質疑:一方のじん臓のみの障害で尿路変向(更)している場合や、 ぼうこうを摘出していない場合であっても認定できるか。

回答: いずれの場合においても、永久的にストマ造設したものであれば、認定の対象として想定している。

疑義:ストマの「永久的な造設」とは、どのくらいの期間を想定 しているのか。

回答: 半永久的なもので、回復する見込がほとんど無いものを想 定している。

この質疑回答は、直接的には、ぼうこうの機能障害における「尿路変向(更)」のストマに関するものであるが、等級表に該当する事由としてのストマとしては、半永久的なものが想定されており、一時的に設置されたに過ぎないものは想定されていないという当該質疑回答の趣旨は、直腸機能障害における「腸管のストマ」にも妥当すると解するのが相当である。

(2) 審査請求人の直腸機能障害の等級表4級該当性

ア 審査請求人は、令和2年6月15日に下部直腸がんにて腹腔鏡下直腸 超低位前方切除術及び人工肛門造設術を受け、上行・横行結腸ストマ (以下「本件ストマ」という。)を造設した。

しかしながら、本件ストマは、「covering stoma」として直腸がんが再発せず直腸機能が改善されれば、いずれは閉鎖されることが予定されていたものであり、少なくとも本件処分が行われた同年8月21日の時点では、半永久的なストマであったとは言えず、審査請求人について本件ストマの造設を理由に等級表4級に該当するとは認められない。

なお、本件診断書では「現時定では、stoma閉鎖予定は、再発リスク高くなし。」とされているが、これは本件診断書が作成された同年7月10日の時点で本件ストマの閉鎖予定がなかったことを意味しているに過ぎず、上記認定の妨げとはならない。

- イ この点、本件認定基準及び本件認定要領は、腸管のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行うとしているが、状況に応じて適宜再認定を行うことが必要となることについても指摘しているとおり、将来において審査請求人の直腸機能の改善状況によっては、本件ストマが半永久的なものと評価される可能性もあろうが、これはあくまで将来に審査請求人から再申請があった場合の話であり、本件処分の違法性や不当性とは直接関係するものではない。
- ウ 以上のように、審査請求人について本件ストマが造設されていることを理由に等級表4級に該当するとは認められないから、身体障害者 手帳の交付申請を却下した本件処分は適法である。

第5 調査審議の経過

令和 3 年 6 月 25日 第 1 回審議 令和 2 年 7 月 29日 第 2 回審議

第6 審査会の判断

- 1 処分庁の適用した各規定とその合理性
 - (1) 法第15条第4項は、処分庁が、法第15条第1項の申請に基づき審査し、「その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定している。そして、法別表第5号においては、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」と規定している。
 - (2) 厚生労働省は、法を施行するため、及び法第15条の規定に基づき、規則を定めているが、規則第5条第1項は、身体障害者手帳には、「障害名及び障害の級別」(同項第2号)を記載するものとし、同条第3項は、同条第1項の「障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定する。

そして、別表第5号では、「ぼうこう又は直腸の機能障害」の箇所において、1級については、「ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」、3級については、「ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」、4級については、「ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と規定している。なお、2級及び5級以下は規定されていない。

- (3) もっとも、上記法及び規則の定めが抽象的であることから、これらを具体化するため、厚生労働省は本件認定基準及び本件認定要領並びに本件疑義解釈を定めている。
- (4) 本件認定基準及び本件認定要領並びに本件疑義解釈は、厚生労働省が、 法の目的及び理念に則り、専門的知識と長年にわたる実務経験に基づき 作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見 当たらない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、 本件認定基準及び本件認定要領並びに本件疑義解釈に従って判断する ことが相当である。

2 本件処分の適法性等

審査請求人の身体障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に本件判定基準及び本件認定要領に照らして判断するところ、当審査会としても、永久的とは言えない本件ストマが造設されたことをもって、等級表の4級に該当するとは認められないことから、いずれの障害等級の程度にも該当しない、と判断した。理由については、第4-2記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委 員 西 上 治